

## 社会福祉法人 賀光会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 賀光会（以下「当法人」という）定款第6条 第3項、第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員、苦情解決のための第三者委員、評議員、苦情解決委員（苦情解決のための第三者委員）、評議員選任・解任委員会委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めることを目的とする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、次のとおり報酬等を支給する。

- 2 理事長及び業務執行理事には、報酬を支給する。
- 3 理事長及び業務執行理事以外の非常勤役員等の報酬には、業務に応じた報酬を支給する。
- 4 役員等が、職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。ただし、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会等の会議の出席等及び定款第20条第1項に定める業務に係る監査の実施については、報酬に旅費を含むものとする。
- 5 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で報酬を支給することができる。

### (報酬等の額)

第3条 役員等の報酬等の額は、別表第1から別表第3に定める額とする。

- 2 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している業務執行理事の退職金及び通勤手当については、社会福祉法人 賀光会 職員給与規則（以下「給与規則」という）を適用することとし、給与規則に定める額とする。
- 3 この法人の全理事の報酬総額は、年間5,000,000円以内とする。
- 4 この法人の全監事の報酬総額は、年間1,000,000円以内とする。

### (当法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等については、職員給与に加えて本規程に基づく役員報酬等を支給しないものとする。ただし、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している理事長及び業務執行理事には、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

### (報酬等の支給方法)

第5条 役員等の報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- 2 理事長及び業務執行理事の報酬等の支給時期は、6月、12月及び3月とする。
- 3 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している理事長及び業務執行理事の報酬等の支給時期は、社会福祉法人 賀光会 給与規定に定める時期に、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。
- 4 理事長及び業務執行理事以外の役員等の報酬等の支給時期は、当該会議に出席の都

度とする。ただし、監事が定款第 20 条第 1 項に定める業務の監査を行ったときは、当該職務を行った日とする。

- 5 同一日に複数の会議を開催し、評議員等が複数の会議に出席したときであっても、報酬については一の会議のみに出席したものとみなす。
- 6 役員等が、職務のため出張をしたときに支給する旅費（交通費、日当、宿泊料）の支給時期は、社会福祉法人 賀光会 旅費規程第 6 条及び第 7 条に準じた時期とする。

（報酬等の日割り計算）

第 6 条 新たに理事長及び業務執行理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 理事長及び業務執行理事が退任し、又は解任された場合は、退任又は解任の日の前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（端数の処理）

第 7 条 この規定により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次の各号の定める端数処理を行う。

- 2 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- 3 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

（公表）

第 8 条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

- 1 この規程は、平成 29 年 6 月 20 日から施行する。
- 2 社会福祉法人 賀光会 役員等の報酬に関する規程(平成 29 年 4 月 1 日 一部改正)は、廃止する。
- 3 平成 29 年 12 月 19 日に理事会で決議されたこの規程の一部改正は、これ以降に開催される評議員会の決議をもって施行する。
- 4 令和 3 年 6 月 23 日 一部変更

別表第1 理事長(常勤)及び業務執行理事(常勤)の報酬

役職名	報酬月額
理事長	60,000円
業務執行理事	40,000円

※ただし、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している理事長及び業務執行理事の報酬月額

別表第2 理事長及び業務執行理事以外の非常勤役員等の報酬

(1) 評議員

業務内容	日額
評議員会等への出席	13,364円

(2) 理事

業務内容	日額
理事会等への出席	13,364円

※ただし、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している理事については、職員給与に加えて本規程に基づく役員報酬等を支給しないものとする。

(3) 監事

業務内容	日額
理事会等への出席	13,364円
定款第20条第1項に定める業務の監査の実施	44,548円

(4) 評議員選任・解任会委員

業務内容	日額
評議員選任・解任会委員会への出席	13,364円

※ただし、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している委員については、職員給与に加えて本規程に基づく役員報酬等を支給しないものとする。

(5) 苦情解決委員

業務内容	日額
第三者委員会等への出席	13,364円

(6) 相談役

業務内容	日額
運営等の相談	60,000円